



1-1. 福祉資金 福祉費

対象となる世帯

●低所得世帯（低） ●障害者世帯（障） ●高齢者世帯（高） ●生活保護世帯（生）

借入ケース例

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①引越の費用が不足している。（転宅費） ②葬儀・出産等の費用が不足している。 ③住宅の増改築、補修等の費用が不足している。 ④日常生活上一時的に必要な家電製品等の購入費用が必要。 ⑤療養・介護期間の生活費が不足する。 ⑥障害者の日常生活の便宜を図るため自動車を購入したい。 ⑦介護保険料、介護保険サービス利用料が一時的に不足している。 | <ul style="list-style-type: none"> ⑧火事で家財が焼けた。洪水で家が流された。
※購入済みのものや発注、着工済み、
支払い済みの経費は貸付対象となりません。 ⑨福祉機器を購入したい。 ⑩就職をするために資格を取りたい。 ⑪医療費が不足している。 |
|---|---|



据置期間：貸付の日から6カ月以内（分割による交付の場合には最終日から6カ月以内）

貸付利率：連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は据置期間経過後 年 1.5%

必要な書類

内 容	対象者	書 類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者 連帯借受人 連帯保証人	●世帯全員が記載されている住民票（本籍地記載）及び申込者・連帯借受人の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード【表面のみ】等）連帯保証人の住民票（本籍地記載）、本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード【表面のみ】等）
借入申込者世帯の所得がわかる書類		●世帯全員（成人している）の源泉徴収票、所得証明書等 ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等（3カ月程度） ※年金等の場合は、通知書の写しなど年金額のわかる書類
障害者世帯	世帯に属する者	障害者手帳等の写し （特に必要な場合）福祉事務所の意見書等
生活保護世帯	借入申込者	福祉事務所の意見書

対象経費別の貸付限度額・償還期間の目安

技能習得費【各種学校への通学等に必要な費用等】		対象世帯：低・障・生
貸付限度額	技能を取得する期間によって変わります。 6月程度／130万円以内 1年程度／220万円以内 2年程度／400万円以内 3年程度／580万円以内	
償還期間	8年以内	
添付書類	技能習得の場合 入校許可証または在校証明書、技能や資格の習得期間が記載された書類 運転免許取得の場合 自動車学校の経費見積書	
就職、技能習得の支度費【就職等に伴う支度費用等】		対象世帯：低・障・生
貸付限度額	50万円以内	
償還期間	3年以内	
添付書類	就職の場合 必要経費の見積書等、内定通知書または採用通知書の写し 技能習得の場合 必要経費の見積書等	
負傷・疾病・療養費		対象世帯：低・高
貸付限度額	療養期間によって変わります。 1年未満／170万円以内 1年以上1年6か月以内で世帯の自立に必要な場合／230万円以内	
償還期間	5年以内	
添付書類	所定の「診断並びに所要経費概算見込書」、所定の「世帯収支内訳書」（生活費が必要場合）	
介護サービス、障害サービス費		対象世帯：低・障・高
貸付限度額	サービス利用期間によって変わります。 1年未満／170万円以内 1年以上1年6か月以内で世帯の自立に必要な場合／230万円以内	
償還期間	5年以内	
添付書類	利用負担額が記載された書類の写し、ケアプラン等、所定の「世帯収支内訳書」（生活費が必要場合）	

住宅の移転費、給排水設置費		対象世帯：低・障・生
貸付限度額	50万円以内	
償還期間	3年以内	
添付書類	必要経費の見積書等	

住宅の増改築		対象世帯：低・障・高
貸付限度額	250万円以内（総経費の内1割の自己資金が必要）	
償還期間	7年以内	
添付書類	所有不動産であることがわかる書類、所定の「住宅改修計画書」、必要経費の見積書、現状建物の写真（※工事の該当部分わかるもの）	

障害者自動車購入費		対象世帯：障
貸付限度額	250万円以内（総経費の内1割の自己資金が必要）	
償還期間	8年以内	
添付書類	自動車購入費用の内訳がわかる見積書、運転免許証のコピー	

福祉用具購入費		対象世帯：障・高
貸付限度額	170万円以内	
償還期間	8年以内	
添付書類	機械・用具等の見積書	

冠婚葬祭費		対象世帯：低・障・高・生
貸付限度額	50万円以内	
償還期間	3年以内	
添付書類	葬儀費用 死亡診断書等、必要経費の見積書等 出産費用 出産証明書（親子手帳等）、所定の「診断並びに所要経費概算見込書」	

災害を受けた事による臨時費		対象世帯：低
貸付限度額	150万円以内	
償還期間	7年以内	
添付書類	官公庁が発行する被災証明書、所定の「住宅改修計画書」、必要経費の見積書	

中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納		対象世帯：低・障・高
貸付限度額	513.6万円以内	
償還期間	10年以内	
添付書類	特例措置対象者該当通知書の写し、追納保険料納付書	

その他日常生活上一時的に必要な経費		対象世帯：低・障・高・生
貸付限度額	50万円以内	
償還期間	3年以内	
添付書類	必要経費の見積書等、福祉事務所の意見書等（生活保護世帯のみ）	

生業費		対象世帯：低・障・生
貸付限度額	460万円以内（新規事業総経費の内2割の自己資金、継続事業総経費の内1割の自己資金が必要）	
償還期間	20年以内	
添付書類	他制度へ相談したことが分かる書類、所定の「事業計画書」、必要経費の見積書、許可証（営業許可書、資格証明、運転免許等、事業に必要な許可証）、契約書（請負契約書、店舗等の賃貸契約書等）、確定申告書一式（3期分）	

※他方支援機関（公庫、商工会や県の起業、経営相談機関、中小企業診断士等）の相談を行ってください。

※現在、他の金融機関から融資を受けている場合や経営不振の場合は貸付対象外

※相談から審査決定するまで時間を要します。（半年程度かかる場合もあります）

※上記以外に必要なに応じて書類を求める場合があります。

※支払い証明として領収書を提出していただきます。ご提出がない場合は、一括償還の対象となります。